

川崎市地域協議会設置・運営要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号。以下「法」という。)第55条の2に基づき「社会福祉充実残額」が生じる社会福祉法人が、実施区域内で「地域公益事業」を行う「社会福祉充実計画」を策定するにあたり、中立公正かつ円滑な意見聴取を行い、地域福祉ニーズを的確に反映するとともに、併せて地域における関係者のネットワークを強化し、関係者間での地域課題の共有、各種事業の役割分担の整理など、地域福祉の推進体制の強化を目的に設置する「川崎市地域協議会」(以下「協議会」という。)の運営等に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、「社会福祉充実計画」とは、法第55条の2第1項の規定に基づき、社会福祉法人が策定する計画をいう。

2 この要綱において、「社会福祉充実残額」とは、法第55条の2第3項第4号の規定に基づき、社会福祉法人が保有する財産について、事業継続に必要な財産を控除した上、再投下可能な財産として算定された財産をいう。

3 この要綱において、「地域公益事業」とは、法第55条の2第4項第2号の規定に基づき、社会福祉法人が実施する公益事業をいう。

(所掌事務)

第3条 協議会は、地域公益事業を実施しようとする社会福祉法人からの要請に基づき開催するものとし、以下の内容について所掌し、討議を行うものとする。

- (1) 地域の福祉課題に関すること。
- (2) 地域に求められる福祉サービスの内容に関すること。
- (3) 社会福祉法人が実施を予定している地域公益事業に関する意見。
- (4) 関係機関との連携に関すること。

(協議会の実施区域)

第4条 協議会の実施区域は、原則として川崎市内を単位とする。

(委員)

第5条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者15名以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療福祉サービス事業者
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) 地域住民組織の代表者
- (5) ボランティア団体
- (6) 社会福祉協議会
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他協議会が必要と認めた者

(開催期間)

第6条 協議会の開催期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、必要に応じて開催することとする。

(事務局)

第7条 協議会の事務は、川崎市、川崎市社会福祉協議会の2者からなる事務局において処理する。

(協議会の招集)

第8条 協議会は、事務局が必要に応じて招集するものとする。

(関係者の出席)

第9条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(委 任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に必要な事項は、協議会事務局において調整のうえ、協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年3月30日から施行する。

川崎市地域協議会委員名簿

【委員】

No	所属名	報償
1	学識経験者	有償(学識経験者)
2	保健医療福祉サービス事業者 (医師会)	有償(団体関係者)
3	保健医療福祉サービス事業者 (川崎市社会福祉協議会・施設部会(保育協議会))	有償(団体関係者)
4	保健医療福祉サービス事業者 (川崎市社会福祉協議会・施設部会(老人福祉施設協議会))	有償(団体関係者)
5	保健医療福祉サービス事業者 (川崎市社会福祉協議会・施設部会(障害者福祉施設協議会))	有償(団体関係者)
6	保健医療福祉サービス事業者 (川崎市社会福祉協議会・施設部会(児童・母子福祉施設協議会))	有償(団体関係者)
7	民生委員・児童委員 (川崎市社会福祉協議会・民生委員児童委員部会)	有償(団体関係者)
8	自治会等地元住民の代表 (川崎市社会福祉協議会・地域部会)	有償(団体関係者)
9	ボランティア団体 (川崎市社会福祉協議会・ボランティア団体部会)	有償(団体関係者)
10	川崎市社会福祉協議会職員	有償(団体関係者)
11	健康福祉局地域包括ケア推進室長	無償(行政関係)
12	健康福祉局長寿社会部長	無償(行政関係)
13	健康福祉局障害保健福祉部長	無償(行政関係)
14	こども未来局子育て推進部長	無償(行政関係)

※委員報酬は(学識経験者 12,500 円、団体関係者 3,000 円)とする。

【事務局】

所属名	備考
健康福祉局総務部企画課	行政関係
こども未来局総務部監査担当	行政関係
川崎市社会福祉協議会企画調整室	団体関係